

いつか役に立つ

法律知識 No.71

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属:福島県弁護士会)

Q

無人レジでの支払時に小銭を大量投入し、両替をした場合は罪に問われますか。



A

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律では、同一額面の硬貨は、20枚までしか通用力がないと定められています。1円硬貨であれば、お店は、20円を超える分の受け取りを拒絶することができます。実際に、一定以上の硬貨の使用をしないよう求めているスーパーもあるようです。お店の同意が無い限り、法律上は、小銭の大量使用は認められることになっており、両替目的で大量の小銭を投入することは避けた方が良いです。

両替目的の小銭の大量投入が罪になるかですが、両替のため小銭を大量にレジに入れること自体は犯罪とはされていません。しかし、無人レジに設置してある自動釣銭機の硬貨収容枚数は、メーカーにもよりますが、1種類の硬貨につき200枚程度となっており、硬貨収容枚数を超えて硬貨を入れてしまうと、機械が停止することがあります。お店の要請を無視して、大量の硬貨を釣銭機に投入し、釣銭機を停止させた場合、業務妨害罪が成立してしまう可能性があります。度を越えた小銭の投入は罪となる可能性があると認識しておいた方が良いです。

各出張所で法律相談会を開催しています
(各回ともに13時~16時)

開催日

- ・福島出張所 1月10日(火)、2月6日(月)
- ・いわき出張所 1月16日(月)、2月14日(火)
- ・二本松出張所 1月23日(月)、2月20日(月)

ここから下は広告です。